

日米貿易協定の日本側譲許品目

類	品目	主な撤廃・引下げ対象産品	主な協定対象外の産品(関税無税品を除く)
1	動物（生きているものに限る。）	馬、豚（1頭の重量が50kg以上のもの）	牛、豚（1頭の重量が50kg未満のもの）
2	肉及び食用のくず肉	牛肉、豚肉、家きんの肉及びこれらのくず肉、豚脂肪、塩蔵豚肉	塩蔵牛肉
3	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物		全品目
4	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品	フローズンヨーグルト（砂糖等を加えたもので10kg以下の包装をしたもの。）、ホエイ及び調製ホエイ、チーズ、鳥卵（殻付きでないもの）、天然蜂蜜	ミルク及びクリーム、バター、鳥卵（殻付きのもの）、その他の食用の動物性生産品
5	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	その他の動物性生産品	医療用の調製用の腺
6	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	植物の葉、枝その他の部分（花及び花芽を有しないもの。）、草、こけ及び地衣	
7	食用の野菜、根及び塊茎	ばれいしょ、玉ねぎ、キャベツ、レタス、食用の根、豆、マツタケ、ほうれん草、かぼちゃ、スイートコーン、冷凍野菜（ばれいしょ、豆、スイートコーン、ブロッコリー、混合野菜）、乾燥した豆	トマト、ニンジン、キュウリ、アスパラガス、なす、ピーマン、しいたけ、冷凍野菜（ほうれん草、ごぼう）、かんしょ、サトイモ
8	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮	アーモンド、ヘーゼルナット、くるみ、マカダミアナット、乾燥バナナ、オレンジ、パパイヤ、りんご、サクランボ、桃、ラズベリー、クランベリー、キウイフルーツ、柿、冷凍果実、冷凍ナット、乾燥果実	ココヤシの実、ブラジルナット、くり、生鮮バナナ、イチジク、マンゴー、パイナップル、アボガド、グレープフルーツ、レモン、ブドウ、メロン、いちご
9	コーヒー、茶、マテ及び香辛料	コーヒー（煎ったもの）、茶、ペッパー、しょうが（破碎又は粉碎したもので小売容器入りのもの）、香辛料混合物（小売容器入りのもの）	マテ、しょうが（破碎又は粉碎していないもの）、アニス、ウイキョウ、カレー
10	穀物	小麦、ライ麦、大麦、裸麦、トウモロコシ、グレーンソルガム、そば、キヌア、ライ小麦	米、その他の穀物

日米貿易協定の日本側譲許品目

類	品目	主な撤廃・引下げ対象産品	主な協定対象外の産品(関税無税品を除く)
11	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	トウモロコシ粉、ライ麦粉、加工穀物（オート、とうもろこし、その他の穀物）、ばれいしょの粉、豆粉、麦芽、トウモロコシでん粉、ばれいしょでん粉、イヌリン、小麦グルテン	小麦粉、米粉、マニオカでん粉、その他のでん粉
12	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	落花生、採油用の種又は果実の粉及びミール、ホップ、医療用香料用植物	除虫菊、ビャクダン、ハト麦、海藻、のり、こんにゃく芋
13	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス	セラックその他の精製ラック、植物性の液汁及びエキス（飲料のもと）	除虫菊エキス、寒天
14	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	主として組物に使用する植物性材料（竹、い草、くずのつる以外のもの）、たぶの木、へちま	竹、い草、くずのつる
15	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう	ラードその他の豚脂、ラードステアリン、ラード油、ウールグリース、その他の動物性油脂、大豆油（粗油）、落花生油、パーム油（粗油）、ひまわり油及びサフラワー油（粗油）、綿実油、やし（コプラ）油、パーム核油（精製油）、からし油、亜麻仁油（粗油）、ひまし油、米油、動物性油脂（水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの）、油脂混合物、グリセリン（粗のもの）、蜜蠟、動物性のろう	海棲哺乳動物の油脂、大豆油（精製油）、パーム油（精製油）、ひまわり油及びサフラワー油（精製油）、パーム核油（粗油）、菜種油（低エルカ酸のもの）、とうもろこし油、亜麻仁油（精製油）、ごま油、カメリア油、ショートニング、植物ろう
16	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	ソーセージ、肉調製品、肉エキス	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の調製品
17	糖類及び砂糖菓子	乳糖、カエデ糖、ブドウ糖、果糖、チューイングガム	シヨ糖、甘藷糖、甜菜糖、砂糖水、砂糖菓子
18	ココア及びその調製品	ココアペースト、ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）、ココア調製品（重量が2キログラムを超えるものでかつ、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品で、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%未満のもの）	左記以外のココア調製品（チョコレート菓子を含む。）

日米貿易協定の日本側譲許品目

類	品目	主な撤廃・引下げ対象産品	主な協定対象外の産品(関税無税品を除く)
19	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品	ケーキミックス、ベーカリー製造用の調製品（穀粉の含有量が85%以下のもの）、ホイップドクリーム、麦芽エキス、パスタ、クスクス、タピオカ、パン、ビスケット、クッキー	乳幼児用の調製品、穀粉の含有量が85%を超える調製品、ビーフン、肉等の含有量が20%以上の調製品、コーンフレーク、あられ
20	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品	食酢に漬けたもの（きゅうり）、トマト調製品、マッシュルーム調製品、ばれいしょ調製品、豆の調製品、ジャム、フルーツゼリー、ピーナッツバター、果実調製品、ジュース	食酢に漬けたもの（しょうが）、マロングラッセ
21	各種の調製食料品	インスタントコーヒー、インスタントティー、酵母、醤油、スープ	トマトケチャップ、マスタード、マヨネーズ、アイスクリーム
22	飲料、アルコール及び食酢	ノンアルコールビール、清涼飲料水、スパークリングワイン、ぶどう酒、エチルアルコール（変性させていないもので、90%以上のもの）、食酢	ミネラルウォーター（砂糖を加えたものを含む。）、ベルモット、清酒、その他の発酵酒、変性アルコール
23	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料	ペットフード（小売用にしたもの）	
29	有機化学品	マンニトール、ソルビトール、グリセリン	左記以外
33	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	精油（ライム、ペパーミント、ラベンダー、ジャスミン）	左記以外
35	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素	カゼイン誘導體、アルブミン、ペプトン、デキストリン、膠着材	ゼラチン、接着剤、酵素
38	各種の化学工業生産品	でんぷん質をもととした仕上剤その他の調製品（繊維工業等において使用するもの）、工業用の脂肪性モノカルボン酸（ステアリン酸、オレイン酸等）、工業用の脂肪性モノアルコール	左記以外

(注) 上記の表は日本側の関税譲許品目を概括的にまとめたもので正確なものではありません。

実際の日本側の関税譲許については、協定本文をご参照ください。